

改正 令和元年 1 2 月 2 5 日 原規規発第 1912257 号-4 原子力規制委員会決定

令和元年 1 2 月 2 5 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号） 別表第 1
- (2) 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第 13061919 号） 別表第 2
- (3) 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド（原規技発第 13061920 号） 別表第 3
- (4) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第 13061921 号） 別表第 4
- (5) 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号） 別表第 5

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）第 3 条の規定の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部を改正する規程（原規技発第 1910022 号（令和元年 1 0 月 2 日原子力規制委員会決定）。以下「旧一部改正規程」という。）附則第 2 項及び第 3 項を削る。
- 3 この規程の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定による認可を受けている者（旧一部改正規程附則第 2 項ただし書の規定を適用した場合を除く。）に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「新保安規定審査基準」という。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 9 2 条第 1 項第 1 6 号に関する部分（1.（1）ハ⑤及びニ⑥並びに（2）並びに 2. に関する部分に限る。以下同じ。）の適用については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する

規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第53条に定める技術上の基準に適合するために必要な事項に係る法第43条の3の9第1項の規定による認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われる工事に係る法第43条の3の11第1項の規定による検査について原子力規制委員会の確認を受けた後に当該工事を行った発電用原子炉施設の使用を開始する日までの間は、なお旧一部改正規程による改正前の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の例による。ただし、この間に行われる法第43条の3の24第1項の規定による認可（新保安規定審査基準のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第1項第16号に関する部分に適合するために必要な変更に係るものに限る。）については、この限りでない。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u> ・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u> 	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、実用炉規則第9 2条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

実用炉規則第9 2条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

実用炉規則第9 2条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

(削る)

実用炉規則第92条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位

実用炉規則第92条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

- 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。
- 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

実用炉規則第92条第1項第3号 発電用原子炉施設の品質保証

- 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
- 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・0

置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(削る)

(削る)

4原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-1)))を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的
に実施することが定められていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用

実用炉規則第9 2条第1項第3号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

実用炉規則第9 2条第1項第4号、第5号、第6号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等

1. (略)
2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第4 3条の3の2 6第2項において準用する第4 2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを

炉規則第7 7条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。

実用炉規則第9 2条第1項第4号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

- 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
- 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

実用炉規則第9 2条第1項第5号、6号、7号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等

- (略)
- 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第4 3条の3の2 6第2項において準用する第4 2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこ

含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第7号 保安教育

1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

とを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。

○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。

○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第8号 保安教育

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づ

を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。

5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

1. (略)

2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。

3. (略)

4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。

き、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。

○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

実用炉規則第92条第1項第9号 発電用原子炉施設の運転

○ (略)

○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。

○ (略)

○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。

5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

6. （略）

7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定め

○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。

○ （略）

○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベイランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

○ LCOの確認について、サーベイランス実施方法、サーベイランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。

られていること。

9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。

10. (略)

11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。

(削る)

(削る)

実用炉規則第92条第1項第8号二 発電用原子炉の運転期間

1. (略)

○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。

○ (略)

○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。

なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第10号 発電用原子炉の運転期間

○ (略)

2. (略)

3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。

4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

○ (略)

○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。

○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無

5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。

7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。

8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。

実用炉規則第92条第1項第8号ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査

1. (略)

及びその理由が明らかとなっていること。

(新設)

○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。

○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。

○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。

実用炉規則第92条第1項第11号 発電用原子炉施設の運転の安全審査

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

1. (略)
2. (略)
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
8. (略)
9. (略)
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第10号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使

実用炉規則第92条第1項第12号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- (略)
- (略)
- 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第13号 排気監視設備及び排水監視設備

- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物

用方法が定められていること。

(削る)

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第14号 線量、線量当量、汚染の除去等

○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原

○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の確認について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の確認において記載された内容を満足するよう

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、

原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(削る)

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第15号 放射線測定器の管理

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第16号 発電用原子炉施設の巡視及び点検

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する

実用炉規則第92条第1項第13号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定めら

こと（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第17号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

(新設)

○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。

○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。

なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。

れていること。

実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄

1. (略)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. (略)
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第18号 放射性廃棄物の廃棄

- (略)
(新設)
- (新設)
- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- (略)
(新設)
- (新設)
- 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号

(削る)

実用炉規則第92条第1項第15号 非常の場合に講ずべき処置

1. (略)
2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
3. (略)
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
5. (略)
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。

（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正）を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

- 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

実用炉規則第92条第1項第19号 非常の場合に講ずべき処置

- (略)
- 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。
- (略)
- 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。
- (略)
- 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められている

(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. (略)

実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関す

こと。

1.・2. (略)

3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者及び協力企業の従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関

る計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）

① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止

し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

するための対策に関すること。

③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。

⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減する

ための対策に関すること。

- ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。

(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。

イ 重大事故等発生時

- ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。

- ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。

原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。

③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。

ロ 大規模損壊発生時

定められた内容が大規模損壊に対する的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。

（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。

（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第21号 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。
2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。
4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第21号の2 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。

5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源

(削る)

設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項

を含むこと。

1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。
4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。
 - 一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - 二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - 三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - 四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

- 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。
6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。
- 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。
- 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。
1. 原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。
2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替

(削る)

循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。

3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。

○ 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第23号 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。
4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。
 - 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
 - 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

実用炉規則第92条第1項第17号 記録及び報告

1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置

五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。

○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。

○ 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第24号 記録及び報告

○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するた

が定められていること。

2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. （略）

4. （略）

5. （略）

実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

（削る）

（削る）

めの措置が定められていることが求められる。

○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

実用炉規則第92条第1項第25号 発電用原子炉施設の保守管理

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。
なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

(削る)

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。

○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること

○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されているこ

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。

(削る)

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第19号 技術情報の共有

1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

と。

○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第26号 技術情報の共有

○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第21号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第27号 不適合発生時の情報の公開

- (略)
- 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第28号 その他必要な事項

- 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。

別表第2 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2. 発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実用炉則第3条第1項第2号の区分については、次のとおりとする。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p><u>6) 同号ハ(1)(ii)の「燃料体の最高燃焼度」とは、燃料材、燃料要素及び燃料集合体のそれぞれの最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものをいう。</u></p> <p><u>7)・8) (略)</u></p> <p><u>9) 同号ハ(6)の「その他の主要な事項」とは、炉心支持構造物等の炉心の形状及び冷却材流路の確保を主たる目的としている機器に係る事項をいう。</u></p> <p><u>10)～25) (略)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>実用炉則第3条第1項第8号の事項については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1) 同号の「保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定を踏まえて定めた、設計を含めた保安活</u></p>	<p>2. 発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実用炉則第3条第1項第2号の区分については、次のとおりとする。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6)・7) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>8)～23) (略)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

動全般に関する品質管理に必要な体制（方法、組織等）の整備に関する方針に係る事項をいう。

(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。

1)～3) (略)

4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。

4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について

4. 1 全般的事項

4. 1. 1 記載すべき事項等

(1) 記載すべき事項

1)・2) (略)

上記1)の構築物等の仕様値について、原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。

(2)・(3) (略)

4. 1. 2 (略)

4. 1. 3 用字用語

(1) 設備名称

設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と設計及び工事の計画の認可

(5) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。

1)～3) (略)

(新設)

4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について

4. 1 全般的事項

4. 1. 1 記載すべき事項等

(1) 記載すべき事項

1)・2) (略)

上記1)の構築物等の仕様値について、原子炉施設の工事計画認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。

(2)・(3) (略)

4. 1. 2 (略)

4. 1. 3 用字用語

(1) 設備名称

設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と工事計画認可申請との整合

申請との整合が図られる名称とすることを基本とする。

(2)～(5) (略)

4. 2 実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載

(1)・(2) (略)

(3) 原子炉本体の構造及び設備

1) 炉心

① (略)

② 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

・ 最高燃焼度については、燃料材、燃料要素、燃料集合体の最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものを記載することとする。その際、燃料体の型式が異なるものを使用する場合には、型式ごとに記載することとする。

・ 最大挿入量については、燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。

③・④ (略)

2)～4) (略)

5) その他の主要な事項

・ 炉心支持構造物のほか、沸騰水型発電用原子炉におけるチャンネルボックスなどの炉心の形状、冷却材流路の確保を主たる目的としている機器の性能上必要となる主要寸法について記載することとする。

が図られる名称とすることを基本とする。

(2)～(5) (略)

4. 2 実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載

(1)・(2) (略)

(3) 原子炉本体の構造及び設備

1) 炉心

① (略)

② 燃料体の最大挿入量

(新設)

・ 燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。

③・④ (略)

2)～4) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

1) 一次冷却材設備

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 11) の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備

加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備

(略)

② (略)

2) 二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉）

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 12) の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。

(略)

3) 非常用冷却設備

① 主要な機器の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 13) の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的

(4) (略)

(5) 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

1) 一次冷却材設備

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 9) の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備

加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備

(略)

② (略)

2) 二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉）

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 10) の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。

(略)

3) 非常用冷却設備

① 主要な機器の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 11) の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的

としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備

加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備

(略)

4) その他の主要な事項

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・上記2.(2)14)の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系

加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系）

(略)

(6) 計測制御系統施設の構造及び設備

1) 計装

① (略)

② その他の主要な計装の種類

・上記2.(2)16)の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・

としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備

加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備

(略)

4) その他の主要な事項

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・上記2.(2)12)の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系

加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系）

(略)

(6) 計測制御系統施設の構造及び設備

1) 計装

① (略)

② その他の主要な計装の種類

・上記2.(2)14)の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・

圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。

(略)

2) ～ 5) (略)

(7) (略)

(8) 放射線管理施設の構造及び設備

1) 屋内管理用の主要な設備の種類

・上記2.(2)19)の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。

放射線管理設備(出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等)、放射線監視設備(プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等)及び補助遮蔽

(略)

2) 屋外管理用の主要な設備の種類

・上記2.(2)20)の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。

排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等

(略)

(9) 原子炉格納施設の構造及び設備

1) ～ 3) (略)

4) その他の主要な事項

圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。

(略)

2) ～ 5) (略)

(7) (略)

(8) 放射線管理施設の構造及び設備

1) 屋内管理用の主要な設備の種類

・上記2.(2)17)の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。

放射線管理設備(出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等)、放射線監視設備(プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等)及び補助遮蔽

(略)

2) 屋外管理用の主要な設備の種類

・上記2.(2)18)の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。

排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等

(略)

(9) 原子炉格納施設の構造及び設備

1) ～ 3) (略)

4) その他の主要な事項

・上記2.(2)22)の「原子炉格納施設内の雰囲気浄化系等」とは、例として以下のものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系

加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽

(略)

(10) (略)

4.3～4.5 (略)

4.6 実用炉則第3条第1項第8号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に係る記載

設計を含めた保安活動全般に関する品質管理に必要な体制の整備に関する方針として、品質管理の方法、組織等についての整備の考え方を、品質管理基準規則による要求に対応するように記載することとする。

・上記2.(2)20)の「原子炉格納施設内の雰囲気浄化系等」とは、例として以下のものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系

加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽

(略)

(10) (略)

4.3～4.5 (略)

(新設)

別表第3 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="273 320 1003 352">発電用原子炉施設の<u>設計及び工事の計画</u>に係る手続ガイド</p> <p data-bbox="170 416 555 448">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="190 464 1115 735">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の<u>設計及び工事の計画</u>の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第8条から第14条までに基づく<u>設計及び工事の計画</u>の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="235 751 291 783">（略）</p> <p data-bbox="190 799 1115 975">なお、<u>設計及び工事の計画</u>に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="170 1038 808 1070">2. <u>設計及び工事の計画</u>の認可及び届出手続の範囲</p> <p data-bbox="235 1086 291 1118">（略）</p> <p data-bbox="181 1182 421 1214">(1) 工事の種類</p> <p data-bbox="235 1230 291 1262">（略）</p> <p data-bbox="226 1278 443 1310">1)・2) （略）</p> <p data-bbox="226 1374 920 1406">3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p data-bbox="293 1422 349 1453">（略）</p>	<p data-bbox="1319 320 1915 352">発電用原子炉施設の<u>工事計画</u>に係る手続ガイド</p> <p data-bbox="1144 416 1529 448">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="1164 464 2089 735">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の<u>工事</u>の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第8条から第14条までに基づく<u>工事</u>の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1209 751 1265 783">（略）</p> <p data-bbox="1164 799 2089 927">なお、<u>工事</u>の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="1144 1038 1671 1070">2. <u>工事</u>の計画の認可及び届出手続の範囲</p> <p data-bbox="1209 1086 1265 1118">（略）</p> <p data-bbox="1155 1182 1395 1214">(1) 工事の種類</p> <p data-bbox="1209 1230 1265 1262">（略）</p> <p data-bbox="1200 1278 1417 1310">1)・2) （略）</p> <p data-bbox="1200 1374 1895 1406">3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p data-bbox="1267 1422 1323 1453">（略）</p>

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。同様に、「工事の方法の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、要目表の記載に変更のない工事であっても、工事の方法が既に認可を受けたものと異なる場合には、認可手続が必要となる。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。

(略)

D. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続を行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。

(略)

D. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続を行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記

載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手術対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。これらの場合においては、その旨を「記載の適正化」として識別できるよう付記するものとする。

また、発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲
(略)

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲
(略)

A. ～D. (略)

E. 材料

機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分(1種類又は必要に応じて数種類)を構成するものとする。

発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC-1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。)又は発電用原子力設備規格 材料規格(JSME S NJ-1 日本機械学会。以下「材料規格」という。)に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項(化学的成分及び機械的強度がJIS、ASTM等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であ

載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手術対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。

また、法第43条の3の15の施設定期検査中及び通常運転中に発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲
(略)

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲
(略)

A. ～D. (略)

E. 材料

機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分(1種類又は必要に応じて数種類)を構成するものとする。

発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC-1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。)又は発電用原子力設備規格 材料規格(JSME S NJ-1 日本機械学会。以下「材料規格」という。)に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項(化学的成分及び機械的強度がJIS、ASTM等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であ

ってもよい。)を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。

燃料材の材料としては、初期濃縮度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材（以下「MOX燃料」という。）にあつてはプルトニウム富化度を含む。）や密度、化学成分の組成等の伝熱性能等の確保において管理が必要な事項について、その許容範囲を含め燃料材の種類ごとに記載することとする。なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、設計値と許容範囲等の条件を記載することとする。

F. ～Q. (略)

R. 工事の方法

技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。

具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。

a. 工事の手順

- ・材料受入れ
- ・加工
- ・組立て
- ・据付け

b. 使用前事業者検査の項目及び方法

- ・工事の工程に応じて実施する検査項目
- ・検査場所

ってもよい。)を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。

(新設)

F. ～Q. (略)

R. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善設計を記載する必要があり、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第8号)に適合するために計画された事項(品質管理監督文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質保証の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質保証の方法等の切り替えの時期等を含めて記載することとする。

- ・検査方法
- ・判定基準等

c. 特に留意すべき事項

- ・修理の方法
- ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法
- ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など
- ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート

なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。

2) 設備及び機器等の記載要求範囲
(略)

(個別施設事項)

G. 原子炉本体

原子炉本体の基本仕様の他、次に掲げる施設に応じそれぞれに掲げる事項について対象としている。

- ・沸騰水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、チャンネルボックス、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等
- ・加圧水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材、原子炉圧力容器又は原子炉容器等

2) 設備及び機器等の記載要求範囲
(略)

(個別施設事項)

G. 原子炉本体

原子炉本体の基本仕様の他、炉心本体、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等について対象としている。

(新設)

H. ～N. (略)

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) 工事工程表

現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。

(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。

(3) 添付書類

規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は

H. ～N. (略)

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) 工事工程表

現地工事の期間と、規則第16条第1号表中上段の工事の行程ごとにその検査が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、検査が可能な時期としては現地以外において検査を実施する場合も含むものとする。

(新設)

(2) 添付書類

規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は

事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。

例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。

また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。

(略)

1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものではないことを示すこととする。

2) ~ 1 1) (略)

1 2) 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

設置許可基準規則第15条及び技術基準規則第23条並びに「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について(昭和63年5月12日原子力安全委員会了承)」の規定を踏まえて設定された許可事項に適合することを記載することとする。ただし、強度に関する事項については、

事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。

例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の工事計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。

(新設)

(略)

1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものではないことを示すこととする。

2) ~ 1 1) (略)

1 2) 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

上記「2. (2) 1) Q. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に記載した設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績について記載するとともに、工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画を記載するものとする。

強度に関する説明書において記載することとしてもよい。

1 3) ～ 3 1) (略)

3 2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

「3. (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。

設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。

工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監

設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含むものとする。

工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含むものとする。

1 3) ～ 3 1) (略)

(新設)

視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。

4. 設計及び工事の計画の変更等の手続

設計及び工事の計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前確認証の交付前の当該計画において、設計及び工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを変更する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の届出を行い、工事の開始制限期間を経過した後に設計及び工事の計画を変更する場合であって、当該変更が規則別表第1の下欄に掲げる変更の工事に相当する場合、又は法第43条の3の10第4項の規定に基づく計画の変更の命令を踏まえて設計及び工事の計画を変更する場合には、法第43条の3の10第1項並びに規則第11条第2項及び第12条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の認可申請後で認可を受ける前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合や、設計及び工事の計画の届出後で工事の開始制限期間が経過する前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合などにおいては、当該申請又は届出の内容を補正する書類を原子力規制委員会宛てに提出することにより対応することとする。原子力規制委員会においては、当該補正の内容を踏まえた設計及び工事の計画について認可の可否、変更又は廃止の命令の要否を判断することとする。

5. 特定機器の型式の指定との関係

4. 工事の計画の変更等の手続

工事計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前検査の合格前の当該計画において、工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。

工事計画の届出を行い、工事の開始制限期間を経過した後に工事の計画を変更する場合であって、当該変更が規則別表第1の下欄に掲げる変更の工事に相当する場合、又は法第43条の3の10第4項の規定に基づく計画の変更の命令を踏まえて工事の計画を変更する場合には、法第43条の3の10第1項並びに規則第11条第2項及び第12条の規定により届出が必要となる。

工事計画の認可申請後で認可を受ける前の段階で工事の計画を変更する場合や、工事計画の届出後で工事の開始制限期間が経過する前の段階で工事の計画を変更する場合などにおいては、当該申請又は届出の内容を補正する書類を原子力規制委員会宛てに提出することにより対応することとする。原子力規制委員会においては、当該補正の内容を踏まえた工事の計画について認可の可否、変更又は廃止の命令の要否を判断することとする。

5. 特定機器の型式の指定との関係

法第43条の3の31に規定されている特定機器の型式の指定を受けたものを設置する場合には、法第43条の3の9第4項又は法第43条の3の10第6項の規定により設計及び工事の計画の認可基準の一つである法第43条の3の9第3項第2号の技術上の基準に適合しているものとみなすこととされている。

ただし、型式の指定においては、法第43条の3の31第4項の規定により使用する範囲を限定し、又は条件を付すことができることとされており、指定を受けた機器の設置における設計及び工事の計画においては、使用範囲及び条件に適合していることを確認する必要がある。その確認内容については、その使用範囲及び条件に応じた添付書類の中で説明することとする。なお、指定における使用範囲や条件の状況によって、規則第13条又は第14条に基づき申請書等の記載事項の一部又は添付書類の省略の指示があったものについては、当該事項の記載又は当該書類の添付を要しない。その場合には、工事計画等において、採用する規則第112条の指定番号等を明確にするものとする。

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法(昭和39年法律第170号)においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令(平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。)別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

法第43条の3の30に規定されている特定機器の型式の指定を受けたものを設置する場合には、法第43条の3の9第4項又は法第43条の3の10第6項の規定により工事計画の認可基準の一つである法第43条の3の9第3項第2号の技術上の基準に適合しているものとみなすこととされている。

ただし、型式の指定においては、法第43条の3の30第4項の規定により使用する範囲を限定し、又は条件を付すことができることとされており、指定を受けた機器の設置における工事計画においては、使用範囲及び条件に適合していることを確認する必要がある。その確認内容については、その使用範囲及び条件に応じた添付書類の中で説明することとする。なお、指定における使用範囲や条件の状況によって、規則第13条又は第14条に基づき申請書等の記載事項の一部又は添付書類の省略の指示があったものについては、当該事項の記載又は当該書類の添付を要しない。その場合には、工事計画等において、採用する規則第112条の指定番号等を明確にするものとする。

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法(昭和39年法律第170号)においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令(平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。)別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

別表第4 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 型式証明関係</p> <p>(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。</p> <p>①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。</p> <p><u>特定兼用キャスク</u>（実用炉規則第100条第2号に規定する特定兼用キャスクをいう。以下同じ。）にあつては、原子炉等規制法第43条の3</p>	<p>1. 型式証明関係</p> <p>(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。</p> <p>①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。</p> <p><u>特定兼用キャスク</u>にあつては、原子炉等規制法第43条の3の9第1項に基づく<u>工事計画の認可</u>（以下「工事計画認可」という。）の申請まで</p>

の9第1項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

(6)・(7) (略)

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の31第3項第3号の「均一性を有するものであること」とは、同条第1項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質管理が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計及び製作に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

②～⑧ (略)

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、品質管理基準規則第13条第1項に規定する品質マネジメントシステムの計画において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

に核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

(6)・(7) (略)

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の31第3項第3号の「均一性を有するものであること」とは、同条第1項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質保証が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

(新設)

①～⑦ (略)

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「実用炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいい、研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設

(4) (略)

(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な設計及び製作の方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型

計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であつて、研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第12号。以下「研開炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

(4) (略)

(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の設計の概要」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な設計の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに設置許可基準規則第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る実用炉設計等品質管理基準規則の規定に適合する

式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1章から第6章までの規定中「原子力施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第1条中「保安」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。
- ・第2条から第52条までの規定中「原子力事業者等」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」とする。
- ・第2条第2項第1号中「保安活動とは、原子力施設の保安のための業務に係る活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。
- ・第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。
- ・第2条第2項第7号中「原子力施設等」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

(削る)

ために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、実用炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1条中「実用発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
(新設)
- (新設)
- ・第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。
(新設)
- ・第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」

(削る)

- ・ 第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

(削る)

とする。

- ・ 第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。

- ・ 第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

また、研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る研開炉設計等品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、研開炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・ 第1条中「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

- ・ 第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

- ・ 第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。）」とする。

- ・ 第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。

- ・ 第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3

(7) (略)

(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1.(5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド(原規技発第13061920号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の例による。

(略)

1第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。)」とする。

・第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。

・第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

(7) (略)

(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、工事計画認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1.(5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、工事計画認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とする。

(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド(原規技発第13061920号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))。以下「工事計画手続ガイド」という。)の例による。

(略)

別表第5 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. はじめに</p> <p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の<u>認可に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書</u>（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め</u>、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法第43条の3の34第2項</u> ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項 ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「<u>研開炉規則</u>」という。）第87条第3項 	<p>1. はじめに</p> <p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の<u>認可を受けようとする発電用原子炉施設及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設</u>（以下「原子炉施設」という。）に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め</u>、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法第43条の3の33第2項</u> ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項 ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「<u>開発炉規則</u>」という。）第87条第3項

において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である

- ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと
- ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

注) 実用炉規則第92条第3項、研開炉規則第87条第3項柱書きに「法第43条の3の34第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」と規定していることから、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を

において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された保安規定の審査における基準を明確にする観点から、当該保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項等を下記のとおり定める。

注) 実用炉規則第92条第3項、開発炉規則第87条第3項の冒頭に「法第43条の3の33第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」とあり、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を受ける必要があ

受ける必要がある。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第1号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。

(削る)

る。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第1号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

(2) 安全文化を醸成するための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第2号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第2号

1) 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）

<p>(2) <u>品質マネジメントシステム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第2号</u> ・ <u>研開炉規則第8 7条第3項第2号</u> <p>1) <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第4 3条の3の5第1項又は第4 3条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第4 3条の3の3 4第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に關す</p>	<p><u>に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2) <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の品質保証</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第3号</u> ・ <u>開発炉規則第8 7条第3項第3号</u> <p>1) <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第2 6条の2から第2 6条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成2 1・0 9・1 4原院第1号（平成2 1年1 0月1 6日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 c - 0 9 - 1、N I S A - 1 9 6 c - 0 9 - 3））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p>
---	---

る管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

(削る)

2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- ・ 実用炉規則第92条第3項第3号
- ・ 研開発炉規則第87条第3項第3号

2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。

3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置づけが明確化されていること。

(4) 廃止措置の品質保証

- ・ 実用炉規則第92条第3項第4号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第4号

<p>(略)</p> <p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第4号</u> ・ <u>研開炉規則第8 7条第3項第4号</u> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1) <u>本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第5号</u> ・ <u>開発炉規則第8 7条第3項第5号</u> <p><u>本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p><u>本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。</u></p> <p>1) <u>廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること</u></p> <p><u>ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第9 2条第3項第1号から第2 7号及び開発炉規則第8 7条第3項第1号から第2 7号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。</u></p> <p>2) <u>会議体に関すること</u></p>
--	--

<p>2) <u>廃止措置主任者の選任に関すること</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者</u>（以下「<u>廃止措置主任者</u>」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併</p>	<p><u>会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p> <p>3) <u>発電用原子炉主任技術者の選任に関すること</u> <u>法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</u></p> <p><u>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</u></p> <p><u>こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者</u>（以下「<u>廃止措置主任者</u>」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に</p>
--	--

せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。

- i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること
廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表 1 記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。
- ii. 廃止措置主任者の職務に関すること。
(削る)
 - a. (略)
 - b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
 - c. ～ g. (略)
- iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重
 - a. (略)
 - b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。
- iv. 廃止措置主任者を補佐する組織
廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、そ

関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。

- i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること
ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表 1 記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。
- ii. 廃止措置主任者の職務に関すること
ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。
 - a. (略)
 - b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
 - c. ～g. (略)
- iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重
 - a. (略)
 - b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。
- iv. 廃止措置主任者を補佐する組織
廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模

の規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。

v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置

廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。

なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。

表1 (略)

や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。

v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置

廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続が明記されていること。

(新設)

表1 (略)

(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第5号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第6号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。
- 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第6号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第7号

(6) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第6号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第6号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。
- 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

(7) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第7号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第7号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。

具体的には

- 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
- 2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。
- 3) (略)

等が明確になっていること。

(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第7号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。

(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第8号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1)・2) (略)

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。

具体的には

- 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
- 2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。
- 3) (略)

等が明確になっていること。

(8) 原子炉施設の運転の安全審査

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第8号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。

(9) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第9号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1)・2) (略)

3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4)・5) (略)

6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8)・9) (略)

10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

(9) 排気監視設備及び排水監視設備

- ・実用炉規則第92条第3項第9号
- ・研開炉規則第87条第3項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と

3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4)・5) (略)

6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。

8)・9) (略)

10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

(10) 排気監視設備及び排水監視設備

- ・実用炉規則第92条第3項第10号
- ・開発炉規則第87条第3項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(10) 線量、線量当量、汚染の除去等

- ・ 実用炉規則第92条第3項第10号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。

2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3) (略)

2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(11) 汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去

- ・ 実用炉規則第92条第3項第11号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

2) (略)

4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

5) (略)

6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を

3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4) (略)

5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。

6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含

満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

9) (略)

(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

- ・ 実用炉規則第92条第3項第11号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第12号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

- 8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

9) (略)

(12) 放射線測定器の管理

- ・ 実用炉規則第92条第3項第12号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第12号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

<p><u>2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第12号</u> ・ <u>研開炉規則第87条第3項第13号</u> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p><u>本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 核燃料物質の工場又は<u>事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬</u>に関すること。</p> <p>ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並</p>	<p>(新設)</p> <p><u>2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p> <p><u>(13) 原子炉施設の巡視</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第13号</u> ・ <u>開発炉規則第87条第3項第13号</u> <p><u>本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること(巡視の頻度を含む。)</u>について、適切な内容が定められていること。</p> <p><u>(14) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第14号</u> ・ <u>開発炉規則第87条第3項第14号</u> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p><u>また、本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 核燃料物質の工場又は<u>事業所内及び工場又は事業所の外における運搬</u>に関すること。</p> <p>ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並</p>
---	---

びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、（10）及び（13）における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。

（削る）

（13） 放射性廃棄物の廃棄

- ・ 実用炉規則第92条第3項第13号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第14号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。

4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理すること

びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

（新設）

2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。

（15） 放射性廃棄物の廃棄

- ・ 実用炉規則第92条第3項第15号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第15号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

（新設）

（新設）

が定められていること。

5) (略)

6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。

7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(14) 非常の場合に講ずべき処置

- ・ 実用炉規則第92条第3項第14号
- ・ 研開発炉規則第87条第3項第15号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
- 3) (略)
- 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特

3) (略)

4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

(16) 非常の場合に講ずべき処置

- ・ 実用炉規則第92条第3項第16号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第16号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 緊急時における運転操作に関する所内規程類を作成することが定められていること。
- 3) (略)
- 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画による

別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

- 5) (略)
- 6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。
 - i.・ii. (略)
 - iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
- 7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。
- 8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 9) (略)

(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置

ことが定められていること。

- 5) (略)
- 6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。
 - i.・ii. (略)
 - iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
- 7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 9) (略)

(17) 火災発生時の体制の整備

・ 実用炉規則第9 2条第3項第1 5号

・ 研開炉規則第8 7条第3項第1 6号

(削る)

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第4 3条の3の3 4第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）

火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡

・ 実用炉規則第9 2条第3項第1 7号

・ 開発炉規則第8 7条第3項第1 7号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)

重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。

iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付け

8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

<p><u>ること。</u></p> <p><u>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>(18) 内部溢水発生時の体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第18号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第18号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</u> <u>2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u> <u>3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u> <u>4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること</u> <u>5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u>
--	--

(削る)

6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(18の2) 火山影響等発生時の体制の整備

・実用炉規則第92条第3項第18号の2

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。

5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。

(削る)	<p><u>6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(19) 重大事故等発生時の体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第19号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第19号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> <u>2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u> <u>3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u> <u>4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を</u>
------	---

(削る)	<p><u>行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p><u>6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>(20) 大規模損壊発生時の体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 実用炉規則第92条第3項第20号</u> <u>・ 開発炉規則第87条第3項第20号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規</u></p>
------	---

	<p><u>模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>
--	---

<p><u>(16)</u> <u>発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号</u> ・ <u>研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号</u> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p><u>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p><u>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められて</u></p>	<p><u>6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>(21) 原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第21号及び第22号</u> ・ <u>開発炉規則第87条第3項第21号及び第22号</u> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</u></p> <p><u>2. 実用炉規則第67条又は開発炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。</u></p> <p><u>3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められ</u></p>
---	---

いること。

4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

(17) 発電用原子炉施設の施設管理

- ・実用炉規則第92条第3項第18号
- ・研開炉規則第87条第3項第19号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)。

2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

(削る)

ていること。

4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる、重大な事象について、具体的に明記されていること。

(22) 原子炉施設の保守管理

- ・実用炉規則第92条第3項第23号
- ・開発炉規則第87条第3項第23号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7 又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。

2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業

(削る)

(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有

- ・実用炉規則第92条第3項第19号
- ・研開炉規則第87条第3項第20号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

(19) 不適合に関する情報の公開

- ・実用炉規則第92条第3項第20号
- ・研開炉規則第87条第3項第21号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。

を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。

(23) 保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有

- ・実用炉規則第92条第3項第24号
- ・開発炉規則第87条第3項第24号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

(24) 不適合に関する情報の公開

- ・実用炉規則第92条第3項第25号
- ・開発炉規則第87条第3項第25号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。

<p>2) 情報の公開に関し、<u>原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等</u>に必要な事項が定められていること。</p> <p>(20) 廃止措置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第21号</u> ・<u>研開炉規則第87条第3項第22号</u> <p>(略)</p> <p>(21) その他<u>必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第22号</u> ・<u>研開炉規則第87条第3項第23号</u> <p>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</p> <p>1) <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安</u>に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2) <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るもの</u></p>	<p>2. 情報の公開に関し、<u>原子力施設情報ライブラリー等への登録など</u>に必要な事項が記載されていること。</p> <p>(25) 廃止措置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第26号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第26号</u> <p>(略)</p> <p>(26) その他、<u>原子炉施設又は廃止措置に係る保安</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第27号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第27号</u> <p>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</p> <p>1. <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安</u>に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. <u>廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理</u>については、保安規定に必要な事項を記載すること。</p> <p>3. <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p> <p>4. <u>原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動</u></p>
---	---

として定められていること。

を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。